

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	恵庭市

恵庭市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 恵庭市役所農政課
所在地 恵庭市京町1番地
電話番号 0123-33-3131 (内) 3313
FAX番号 0123-33-3137
メールアドレス nousei@city.eniwa.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・キツネ・アライグマ・鳥類(ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト)・ヒグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	北海道恵庭市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
エゾシカ	大豆	0.192ha	76千円
	ビート	0.042ha	33千円
	水稻	1ha	1,287千円
	馬鈴薯	0.14ha	391千円
	大根	0.01ha	35千円
	南瓜	0.06ha	80千円
	人参	0.005ha	17千円
	飼料作物	32.065ha	9,075千円
	小計	33.514ha	10,994千円
キツネ	スイートコーン	0.106ha	119千円
	飼料作物	1.9ha	956千円
	小計	2.006ha	1,075千円
アライグマ	スイートコーン	0.483ha	544千円
	いちご	0.004ha	120千円
	飼料作物	0.92ha	200千円
	小計	1.407ha	864千円

鳥 類	馬鈴薯	0.06ha	168 千円
	大根	0.01ha	35 千円
	飼料作物	2.127ha	807 千円
	小 計	2.197ha	1,010 千円
ヒ グ マ	農業被害 生活環境被害	局地的な小被害(食害)があるものの 被害面積・金額不明	
合 計		39.124ha	13,943 千円

(2)被害の傾向

【エゾシカ】

農作物の播種期から収穫期までの長期間にわたり出沒、農作物全般にわたる食害・踏付け等の被害が大きい。

被害圃場の大部分は北海道大演習場に近接しており生息数は不明である。

近年では市街地や道路周辺での出沒もみられ今後は交通事故が懸念される。

【キツネ】

生息数は不明だが年間を通じて農業地域広範囲に出沒しており、ハウス内への侵入やほ場の踏み荒らし、農作物の収穫期にはスイートコーンに被害が多く発生している。

【アライグマ】

農業地域においては、春先から活動が活発であるが、特に農作物の収穫期にはスイートコーンや飼料作物等を中心に被害が多発している。また、冬期間は一部の個体が畜産農家の納屋に生息していると思われ、牛舎に侵入し配合飼料の盗食被害や糞害がある。

農業地域に限らず、市内全域に生息が拡大していることから、可能な限り捕獲に努める。

【鳥類】

生息範囲は広範であり、生息数は不明であるが、多くは市内盤尻の北海道大演習場及び国有林内の森林に生息しているものと思われ、駆除しても生息数の減少につながっていないのが実情である。

播種後の種子の掘り起こしや食害、家畜への攻撃に加え、各種病原菌の媒介動物でもあり、環境衛生的な被害も懸念される。

【ヒグマ】

冬眠明けの4月上旬から10月下旬頃まで、盤尻・島松沢地区の森林地帯周辺で、足跡・糞等の発見や目撃情報がある。農耕地の踏み荒らし・倒伏及び食害も見られる。

近年は市街地近接にも出没し人的被害の発生が懸念される。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
被 害 金 額	13,943千円	9,760千円 現状値の30%軽減 ※ヒグマについては人身事故 ゼロを目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	[共通事項] ・恵庭猟友親睦会員が、銃器やわなによる捕獲を実施。	[共通事項] ・従事者の高齢化による捕獲担い手の不足が危惧され、後継者育成が課題となっている。
	[エゾシカ] ・年間を通して、生息数の多い盤尻地区を中心に銃器による有害駆除を実施。 ・銃器を使用できない地域においては、くくり罠を使用し有害駆除を実施。	[エゾシカ] ・被害を受けている農家から通報があつて出勤しても既に姿を消している場合がほとんどであり、出没する時間も銃器の使えない日の出前や日没後が多く効果的に駆除できない。
	[キツネ・アライグマ・鳥類] ・年間を通して有害駆除を実施。 ・銃器を使用できない地域におけるキツネ及びアライグマにおいては箱わなを使用し有害駆除を実施。	[キツネ・アライグマ・鳥類] ・農業及び生活環境への被害があり、生息区域は市内全域に広がっている。 ・鳥類については、駆除を開始すると飛んで逃げるため、有効な対応策がない状況である。
防護柵の設置等に関する取組	[ヒグマ] ・恵庭猟友親睦会に業務を委託し、銃器及び箱わな設置等による被害防止対策を実施。	[ヒグマ] ・銃器による捕獲は、ヒグマが北海道大演習場内に逃亡するなど安全対策の観点から使用が困難である。
	エゾシカは広範囲に生息し、一部の防護柵設置では効果は期待できず、費用等の問題もあり設置に至っていない。 一部農家が電気柵を設置している。	当市は広大な北海道大演習場及び国有林に囲まれた地理状況により莫大な設置費用・維持管理の負担が必要であり、設置は非常に困難である。

(5) 今後の取組方針

- ① 行政、農業関係機関、恵庭猟友親睦会など地域が一体となり情報共有化を図り、被害防止に取り組む体制を確立する。
- ② 捕獲体制の整備を図る。
- ③ 農業者に普及啓発を行い自己防衛による被害防止対策を推進していく。
- ④ 個別の取り組みについては、次のとおり。

【エゾシカ】

従来の銃器による捕獲のほか、各種わな等による捕獲数の増加により被害の低減を図る。また、一斉駆除等による効果的な駆除を実施する。

【キツネ】

キツネを誘因する生ゴミや農産物廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を行い、被害の軽減を図る。

農業者より要請があっても、駆除が集中する7月以降は農作物の丈が生育し見通しが悪くなり、銃器による駆除は困難であるため、キツネ用箱わなにて対応する。

また、冬期間の捕獲を実施するなど予防・防除に重点を置くこととする。

【アライグマ】

継続した箱わなによる捕獲を実施し、被害の低減を図る。

【鳥類】

鳥類を誘因する生ゴミや農産物廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を行い、被害の軽減を図る。

点在する農家戸別の駆除依頼にその都度出動するのは駆除体制や費用対効果の観点から対応は困難である。

今後、鳥類が多く生息する盤尻地域での駆除に重点を置くこととする。

【ヒグマ】

道の「出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針」に基づき、銃器又は箱わなによる捕獲を実施する。

行動範囲が広いので、近隣市町村との情報交換を行い被害の未然防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>関係機関・団体が構成する恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会において、情報交換・連携により効果的な捕獲等を行う。</p> <p>[エゾシカ・キツネ・鳥類(ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト)]</p> <p>恵庭猟友親睦会に対し、年間の有害鳥獣捕獲について業務委託を締結。</p> <p>農業者より駆除依頼があれば随時出動しているため駆除回数は決めていない。</p> <p>[アライグマ]</p> <p>外来生物法の規定により市が環境大臣の許可を得て捕獲する。</p> <p>わな免許所持者を従事者として箱わなを設置し、捕獲した個体は獣医師による薬殺後、焼却処分する。</p> <p>わな免許非所持者については、市アライグマ防除実施計画に基づき開催する講習会を受講した方の従事者登録を行い、捕獲を実施する。捕獲した個体は殺処分後、焼却処分する。</p> <p>[ヒグマ]</p> <p>ヒグマの出没等に対し、動向の確認や状況に応じた捕獲等について、恵庭猟友親睦会と業務委託を締結。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	エゾシカ	捕獲機材(くくり罠等)の更新・増設による捕獲数の増加を図る。
	アライグマ	捕獲機材(箱わな等)の更新・増設により捕獲体制の整備を図る。
～ 令和7年度	全 般	恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会で効率・効果的な捕獲体制の方策等について検討を行う。 農業者自らが防除機器等で農業被害を低減させるべく自衛意識の啓発に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲・駆除頭羽数に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	360頭	360頭	360頭
キツネ	120頭	120頭	120頭
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから、可能な限り捕獲するものとし、特に計画数を設定しない。		
鳥類	1300羽	1300羽	1300羽
ヒグマ	出没個体状況に応じて決定する。		

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は恵庭市一円とし、原則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第7項の場所を除く。
捕獲の実施予定時期は1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内一円	キツネ・鳥類(ハシブトガラス等)・アライグマ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	被害状況を把握することや、侵入防止柵を活用し、ほ場への侵入防止対策を講じている先進地の情報収集を行う。		

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度～	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の狩猟免許取得(わな)を促進する。 ・被害農業者に対し電気牧柵設置助成を実施する。
	キツネ 鳥 類	<ul style="list-style-type: none"> ・キツネの冬期駆除を実施し、農業被害の未然防止に努める。 ・生ゴミや農産物廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。
令和7年度	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への外来種対策知識の普及活動に努める。
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等による注意喚起活動を定期的実施する。 ・誘引物となるごみの持ち帰りを徹底させるなど、ヒグマの遭遇事故防止に向けた啓発を強化する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

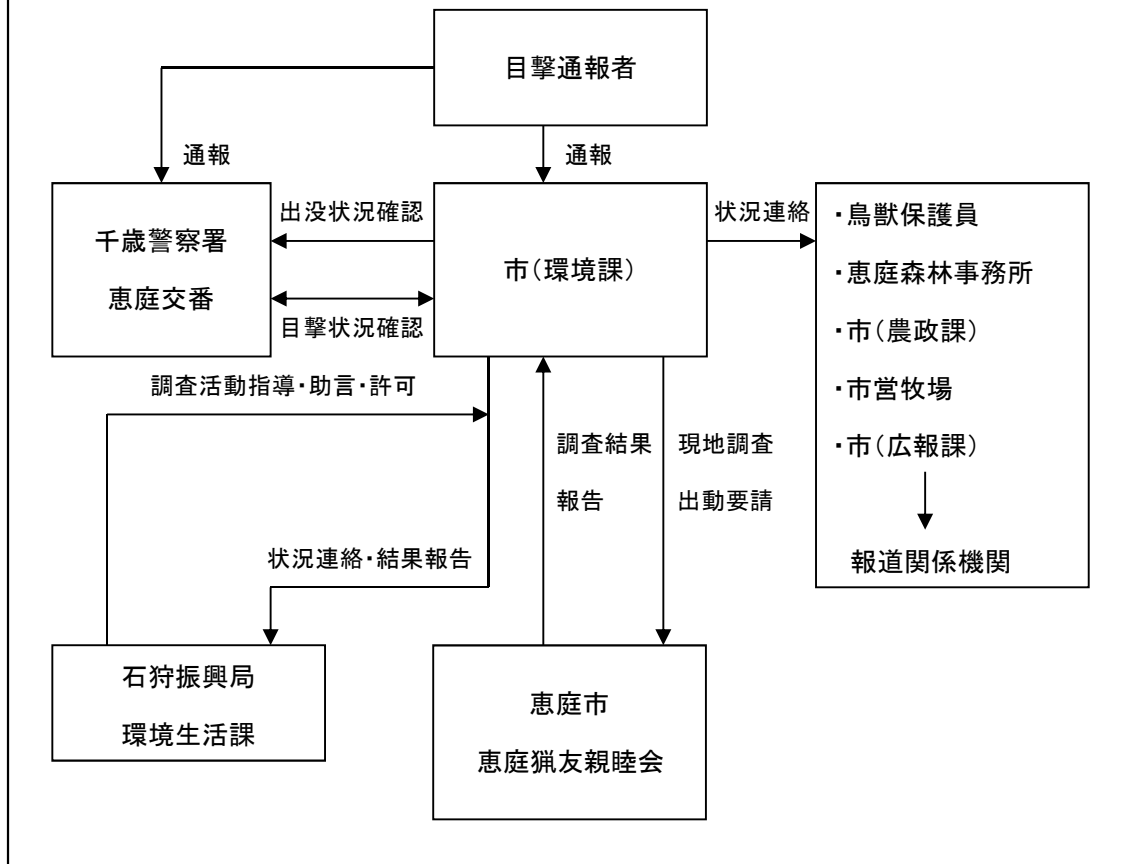
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
石狩振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口(捕獲許可等) 調査活動指導・助言
千歳警察署	110番通報による警察活動、捕獲・警戒体制の現地指揮、捕獲等行動、住民避難行動等に関する連携活動
石狩森林管理署	国有林入林許可の窓口
恵庭猟友親睦会	徘徊行動追跡調査及び捕獲活動と被害防止のための警戒パトロール
(広域ひぐま対策協力機関) 千歳市産業振興部農業振興課 苫小牧市環境衛生部環境生活課	ヒグマの出没状況や広域的な対策について情報交換 ※広大な森林を通して、ヒグマの生息地が連続しているため千歳市、恵庭市、苫小牧市では行政の枠を超えた広域的な情報交換などを目的に平成13年度から「3市ヒグマ連絡協議会」を設置。

(2) 緊急時の連絡体制

危険動物(ヒグマ)が市内を徘徊し、市民の生命、身体及び財産が危険にさらされると予想される事態又は市民が危害を加えられる事象が発生した場合は、市環境課がヒグマの防除及び被害の防止を目的に市の対応基準として作成した「恵庭市ひぐま防除対策及び被害防止等に関する要綱」等に基づき、初動対応を実施するとともに、庁内各課・関係機関と連携を図り緊急事態に対処する。

【連絡体制フロー図】



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会
構成機関の名称	役 割
恵庭市	被害防止対策全体の統括・立案 協議会構成団体との連絡調整 鳥獣被害実態の把握 鳥獣被害防止計画の策定・変更 鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務 外来生物法に基づく防除申請事務 農業者への啓発活動等
恵庭猟友親睦会	対象鳥獣の捕獲駆除の実施(銃猟・わな猟) 捕獲方法立案 関連情報提供
JA道央 恵庭・北広島営農センター	各組合員からの鳥獣被害情報収集・提供 農業者に自己防衛による被害防止対策の普及啓発
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害防止に係る指導・助言
農業者代表	本会への協力(情報の提供)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の指導 鳥獣害防止総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口(捕獲許可等)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>恵庭市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、平成26年11月20日に設置した。隊員は恵庭猟友親睦会より推薦のあった会員で構成し、恵庭市長より委嘱を行っている。シカ、キツネ、カラス、アライグマに対して農業被害を防ぐため、銃器およびくくり罠、箱わなによる有害駆除を実施している。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

捕獲したエゾシカは処理施設で焼却処理または有効利活用するが、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は、生活環境に影響を与えないよう適切に埋設する。

【キツネ】

処理施設で焼却処理とする。

【アライグマ】

殺処分後処理施設で焼却処理とする。

【鳥類】

処理施設での焼却処理を原則とするが、地形的要因等により困難な場合は、埋設により捕獲物が露出しないことを確認し適切に処理する。

【ヒグマ】

必要に応じ、検体等を大学の学術研究機関等に提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したエゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉としての安全性を確保するとともに、より安全な付加価値の高い食肉としての流通を図るものとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会において、被害状況等の情報を共有し、関係機関相互の協力のもと円滑な有害鳥獣捕獲体制の推進を図る。